

※鉛筆や消せるボールペンで書かないでください

記入例

離婚届

令和〇年〇月〇〇日届出

埼玉県川口市長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号	第 号					
送付 令和 年 月 日	埼玉県川口市長 印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

届出する日を記入してください。

字削除
印
印

(1) 氏名	夫 川口 太郎	妻 川口 花子
生年月日	平成元年 12月 7日	平成2年 10月 20日
住所	埼玉県川口市青木2丁目 1番 1号	埼玉県川口市幸町1丁目 6番 18号
本籍	埼玉県川口市青木二丁目 1番	
(2) 筆頭者の氏名	川口 太郎	
父母の氏名	夫の父 川口 次郎	妻の父 鈴木 三郎
父母との続柄	母 明子	長男 正子
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	
(4) 婚姻前の氏に	<input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる	
もどる者の本籍	埼玉県川口市幸町一丁目6番 筆頭者の氏名 鈴木 三郎	
(5) 未成年の子の名	夫が親権を行う子	
(6) 同居の期間	平成31年 3月 から 令和4年 9月 まで	
(7) 別居する前の住所	埼玉県川口市青木2丁目 1番	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input checked="" type="checkbox"/> 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯	
(9) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業

婚姻中の氏名でご本人が署名してください。

届出人署名 (※押印は任意)	夫 川口 太郎 印	妻 川口 花子 印
事件簿番号	同 夫 入・居・出 分	住所を定めた年月日
	日 妻 入・居・出 離	夫 . . .
		妻 . . .
	夫電話(080-****-****) 番	妻電話(090-****-****) 番
	自宅・勤務先(携帯)	自宅・勤務先(携帯)

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届書は、1通でさしつかえありません。
この届書を本籍地でない市区町村役場に提出するときは、戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)が必要ですから、あらかじめ

協議離婚の届出には成人2名の証人が必要です。
証人本人が署名、生年月日、住所、本籍を記入してください。

認諾離婚のとき→認諾調査の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

◎ 署名欄は必ず本人が記入してください ◎ 本人確認書類(個人番号カード、運転免許証、パスポート等)をご持参ください

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名 (※押印は任意)	川口 次郎 印
生年月日	昭和34年 11月 6日
住所	埼玉県川口市大字東本郷 944番地の1号
本籍	埼玉県川口市大字東本郷 944番地 1番
署名 (※押印は任意)	鈴木 三郎 印
生年月日	昭和35年 9月 19日
住所	埼玉県川口市幸町1丁目 6番 18号
本籍	埼玉県川口市幸町一丁目 6番

婚姻前の氏に戻る方について、婚姻前の戸籍にもどるか、1人で新しい戸籍をつくるか選択して、記入してください。離婚後に婚姻中の氏を引き続き称する場合は、離婚届のほか「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を提出してください。(離婚届と同時に提出する場合、この欄には何も記入しないでください。)

ください。(この場合にはこの離婚届
いほうを書いてください。
管)にも用いられます。

離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。
この場合は、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
面会交流について取決めをしている。
まだ決めていない。
面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
養育費の分担について取決めをしている。
まだ決めていない。
取決め方法：公正証書 それ以外
養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

詳しくは、各市区町村の窓口
面会交流や養育費のほか、財
にも掲載しています。
このチェック欄についての法務省の解説動画
書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。
べきことをまとめた情報を法務省ホームページ内
務省作成のパンフレット

該当する子どもがいるときは、
当てはまるものにを記入してください。

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> 無	不受理	使	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> 無	氏名	処	通 知
	()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		()	生年月日	理	有 ・ 無
妻	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> 無	不受理	者	()	住所	区	発送年月日
	()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				分	年 月 日

※この記入例はすべての方に当てはまるものではありません。